

# スマートライフメンバーズクラブ イージーワークス

## モバイルルーターサービス対応端末売買個別契約約款

### 第1条（本個別約款の適用）

この個別契約約款（以下「本個別約款」といいます。）は、株式会社イージーワークス（以下「当社」といいます。）が提供するモバイルルーターサービス（以下「本サービス」といいます。）対応端末及びオプション品（以下「本商品」と総称します。）の販売に当たり、本商品購入者たる会員との間で、対応端末売買契約（以下「本契約」といいます。）を締結する一切に適用します。

### 第2条（基本約款と本個別約款との関係）

- 1 本個別約款は、スマートライフメンバーズクラブ イージーワークス基本契約約款（以下「基本約款」といいます。）に基づきます。
- 2 本個別約款に定めのない事項については、基本約款に記載の条項を適用するものとします。
- 3 基本約款の定めと本個別約款の定めが異なる場合は、特別の定めがない限り、本個別約款が優先するものとします。

### 第3条（販売の条件）

- 1 当社は、本サービスの契約者たる会員のみ、本商品の販売を行います。
- 2 会員及び当社は、本サービスの1の契約に対し、1の本契約を締結します。

### 第4条（売買の承諾等）

- 1 当社は、申込者からの購入申込みを受け付け、必要な審査・手続等を経た後に販売手続を行うものとします。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込者からの加入申込みに対する承諾を行わないことがあります。
  - (1) 申込み及び登録内容に虚偽、誤記、未記入、記入漏れが判明した場合
  - (2) 申込者について、過去に本サービスの利用に関し、一時停止、強制解除、会員資格の取消し等の措置が行われていたことが判明した場合
  - (3) 申込者が支払情報として指定したクレジットカード情報又は口座情報が、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により利用停止されている場合
  - (4) 申込者が、過去にサービス利用料金その他の料金について、支払遅延、未納、滞納を行っていた場合

- (5) 申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人のいずれかであり、加入申込みについて親権者、後見人、保佐人又は補助人その他の法定代理人の同意等を得ていなかった場合
- (6) 申込者が、支払方法として指定したクレジットカード又は金融機関等の名義人と異なる場合に、係る名義人の同意書の提出がない場合
- (7) 申込者に対して本サービス提供を行うことで、運営上著しい支障をきたすと当社が判断した場合
- (8) 申込者が連絡用に登録した連絡先や本サービスを利用する住所・所在地に、当社からの連絡が取れない、当社からの承諾通知が到達しない、又は本サービス利用に必要な機器の受領が確認できない場合

#### **第5条（本契約の成立）**

本契約は、当社が前条（売買の承諾等）第1項に規定する申込みを受け付け、承諾の通知を当社所定の方法により発信した時に成立します。

#### **第6条（利用料金及び支払方法）**

- 1 本商品の利用料金は、料金表又は当社 Web サイトに定めるとおりとします。
- 2 本商品の利用料金は、本サービスの料金と併せて請求するものとし、支払方法は本サービスの契約において登録されている支払方法に準ずるものとしします。

#### **第7条（本商品の引渡し）**

- 1 本商品の引渡しは、当社が別途定める手段によって送付することにより行います。
- 2 本商品の引渡しは、当社が本商品を本サービスの契約において登録されている住所に発送し、当該住所に配送が完了した時をもって引渡しが完了するものとしします。
- 3 本商品の配送先は、日本国内に限ります。

#### **第8条（所有権）**

- 1 本商品の所有権は、本商品代金全額の支払時に、会員に移転するものとしします。
- 2 本商品の所有権移転前は、会員は、本商品を担保に供し、譲渡し又は転売することができないものとしします。

#### **第9条（保証）**

- 1 本商品の交換は、物品の初期不良、当社の責めに帰すべき事由による不具合、その他当社が認める場合に限り、行うことができます。ただし、返品送料は会員が負担するものとしします。
- 2 会員が前項に規定する通知を本商品の引渡し完了から14日以内に行わなかった場合は、

本商品は不適合なく会員に引き渡されたものとみなし、当社は一切の責任を負わないものとしします。

- 3 本商品の修理及び交換の受付先とその保証条件は、当社が別途定めた場合を除き、本商品に付帯するメーカーの保証書の記載によるものとしします。
- 4 天災事変その他の当社の故意又は重大な過失が認められない事由により、本商品の引渡しが遅延又は不能となった場合、当社は一切の責任を負わないものとしします。
- 5 本商品の引渡し完了後に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の危険は、会員の負担とし、会員は、本契約に基づく債務を免れることはできないものとしします。

#### **第 10 条 (禁止事項)**

会員は、本商品又は添付、格納されているプログラムの全部又は一部の解析、改造、複製、改変、転売、贈与、貸与、譲渡、その他当該プログラムに関する著作権その他権利を侵害する行為をしてはならないものとしします。

#### **第 11 条 (引渡しが完了できない場合の解約)**

- 1 当社は、登録された住所に本商品を発送したにもかかわらず、会員の不在等により本商品の引渡しを完了できない場合、当該発送時から 1 週間を経過しても会員から何らの連絡もないときは、会員に対し通知したうえ、本契約を解約できるものとしします。
- 2 前項に基づく解約は、当社から会員に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
- 3 第 1 項により本契約が解約された場合、既に本商品の会員に対する引渡しが完了していたときは、会員は、本商品を当社に対し速やかに返却するものとしします。このとき、本商品の送料は、会員が負担するものとしします。

#### **第 12 条 (廃棄)**

本契約が終了した場合、会員が誤って本商品を当社に対し返却したときは、当社は、一定の保管期間を置いて、当該本商品等を廃棄することができるものとし、会員は、係る廃棄に対して予め異議なく承諾するものとしします。

#### **第 13 条 (免責)**

当社は、本商品に関連して会員及び第三者が被る損害、損失、不利益について、本個別約款に定めるほかは、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとしします。

2017年8月28日施行  
2019年3月19日改定

2021年9月1日改定

2025年1月1日改定